

古河市総和地域交流センター 基本計画

令和4年2月

 古 河 市

目 次

1 はじめに	．．． 1
2 関連計画での方針	．．． 2
3 基本的な考え方	．．． 3
4 基本理念	．．． 4
5 施設の役割	．．． 5
6 施設における活動の想定	．．． 6
7 役割と機能の配置イメージ	．．． 7
8 施設規模の想定	．．． 8
9 施設機能のゾーニング	．．． 9
10 管理運営のあり方の検討	．．． 10
11 建設位置	．．． 12
12 施設整備費の概算	．．． 13
13 整備スケジュール	．．． 14
◇ 資料編	
1 基本計画策定の経過	．．． 15
2 基本計画策定委員会及びワーキング作業部会メンバー	．．． 16
3 古河市(仮称)総和地域交流センター基本計画策定委員会設置要綱	．．． 17

1 はじめに

古河市は、合併後16年を経過し、自治会や行政区による地域活動の活発化や地区コミュニティ団体の設立が進み、また、合併後の市民の一体感の醸成に合わせて、各社会教育団体の活動も大きな広がりを見せています。

市民が地域で積極的に活動するためには、地域における公共施設の存在が必要不可欠であり、特に公民館等の社会教育施設は、地域の自治組織やコミュニティ団体、社会教育団体の活動拠点として大きな役割を担っています。

市では、これまでに、昭和30年代や40年代に建設された公民館施設の深刻な老朽化に対応するため、古河西公民館の代替施設として古河市地域交流センター(はなももプラザ)、三和公民館の代替施設として三和地域交流センター(コスモスプラザ)などを計画的に整備してまいりました。これらの施設は、単に旧来の公民館施設の建て替えとしてではなく、近年における市民の施設利用ニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、「地域交流センター」として施設を再整備したものです。

そして、現在、昭和50年に整備された中央公民館をはじめとし、総和地区内の公民館等施設の老朽化が著しく進んでおり、一刻も早い対応が求められています。

このことから、中央公民館及び周辺公民館等の代替施設として、新たに「古河市総和地域交流センター」を整備することを目的に、施設利用者の意向を踏まえ、新施設の基本的な考え方や基本理念、施設の役割や機能、そして、施設規模、建設位置、整備費等について具体的な検討を行い、本基本計画を策定しました。

この新たな地域交流センターが、地域の新たなシンボルとして親しまれ、市民の生きがいや地域の賑わいを創り出し、誇りある地域の形成に大いに寄与できるものと確信しております。

令和4年2月

古河市長 針谷 力

2 関連計画での方針

(1) 公共施設等総合管理計画(ファシリティマネジメント)

<基本方針、分野別施設方針、公共施設適正配置基本計画(個別施設計画)>

市の公共施設等(インフラを含む)の適正な管理及び活用を図ることを目的に策定した「公共施設等総合管理計画」では、その基本方針において、コストの見直し等を図る「行政改革」、施設ボリュームの調整を図る「量の改革」、サービスの向上を図る「質の改革」の3つの改革目標を掲げています。

分野別施設方針においては、総和地区に所在する中央公民館、ふれあい公民館、さくら公民館、勤労青少年ホーム・働く女性の家について、老朽化の進行に合わせ、施設のあり方及び将来における施設の更新(建て替え)を検討することとしています。

そして、公共施設適正配置基本計画においては、これら4つの施設の評価及び分析に基づく方向性として、中央公民館への機能の集約化や他施設への機能の移転を令和3年度までに検討することとしています。

 <p>中央公民館</p>	 <p>ふれあい公民館(ふれあい館)</p>	 <p>さくら公民館(さくら館)</p>	 <p>勤労青少年ホーム・働く女性の家 (サークル館)</p>
長年多くの利用者に愛されてきた4つの地域施設			
・中央公民館：昭和50年建築 ・ふれあい公民館：昭和48年建築		・さくら公民館：昭和58年建築 ・勤労青少年ホーム・働く女性の家：昭和51年建築	

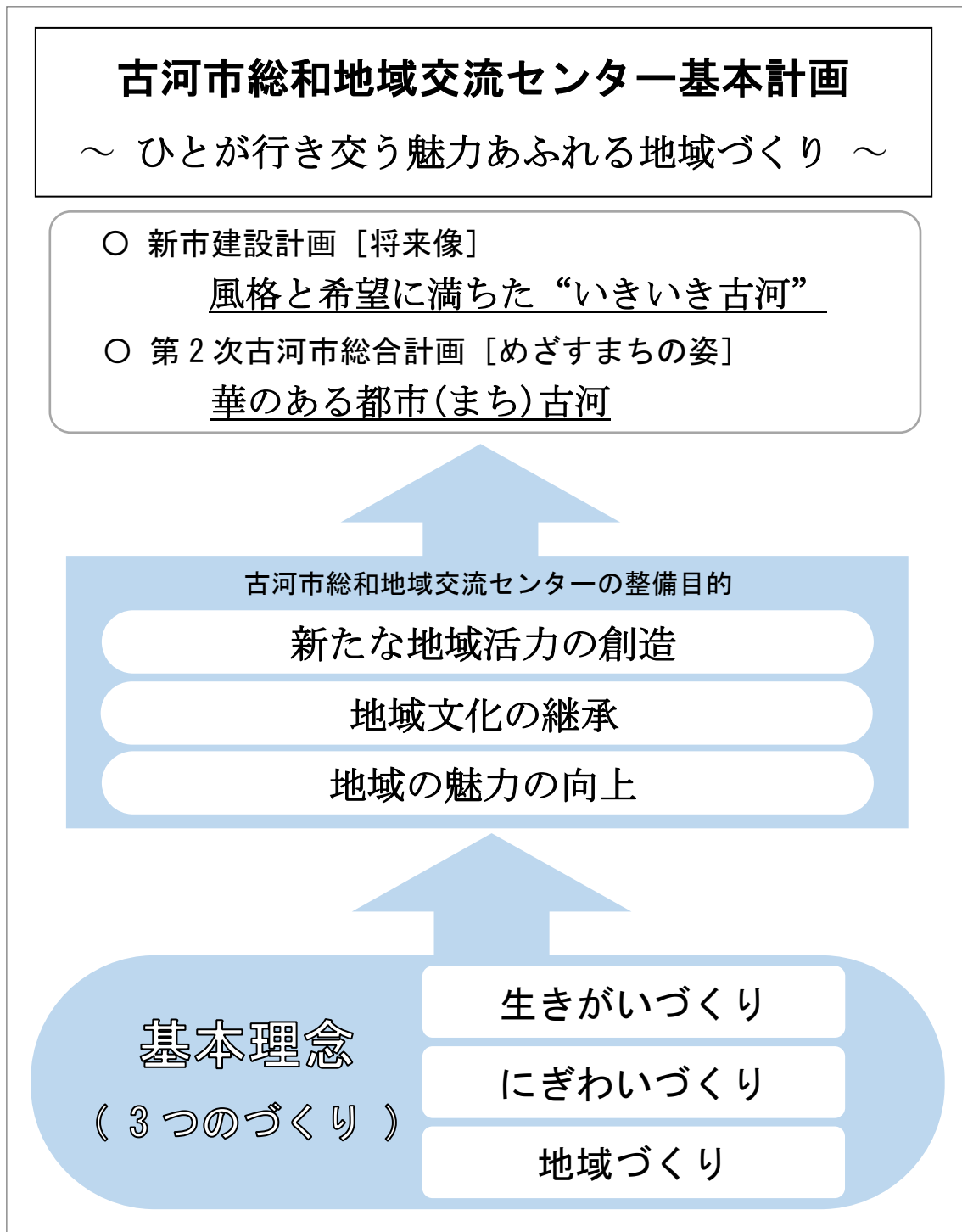
(2) SDGs(サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ:持続可能な開発目標)

新たな地域交流センターの整備、施設の管理及び運営にあたっては、下記のアイコンが示す目標(ゴール)達成への貢献を目指します。



3 基本的な考え方

新市建設計画における「将来像」と第2次古河市総合計画における「めざすまちの姿」を実現するため、新たな地域交流センター整備に関する基本理念を定め、新施設の整備目的の達成を図ります。



4 基本理念

古河市総和地域交流センターの整備目的の達成を目指し、「生きがいつくり」、「にぎわいつくり」、「地域づくり」の3つのづくりを施設整備の基本理念(コンセプト)として位置付けます。

(1) 生きがいつくり

利用者それぞれの活発な活動により、生活の潤いや心の張り合いが感じられるよう、地域での様々な活動に対応できる空間を提供します。

個人や団体を問わず、地域での生活の意義や喜びを見出せる、「ひとを育てる」ための施設機能を整備します。

(2) にぎわいつくり

誰もが訪れやすく、人を引き寄せる魅力がある空間を提供し、人と人との集いや出会いによる活発な連携、協働を生み出します。

にぎわいのある交流活動での利用や個人での利用など、それぞれに最適な施設機能を備え、持続的に「活気が生まれる」施設環境を創造します。

(3) 地域づくり

地域のランドマーク(目印)となる施設を整備することで、地域の文化に誇りを持ち、また、新たな地域文化を創造する活動の拠点を形成します。

地域活動の拠点となる機能や、地域文化を伝える機能などを備え、「地域文化を形成する」ための施設環境を構築します。

5 施設の役割

新たな地域交流センター整備の基本理念に基づき、施設に求められる役割を明確にし、施設に必要な機能を想定します。

(1) 育成・学習

さまざまな活動での施設利用により、個人や団体の育成が促進され、また、利用者の学ぶ意欲を充足するための施設機能を確保することで、施設利用を通じた「ひとの成長」を実現します。

《 研修室、創作室、音楽室、調理室、自習室、図書室 など 》

(2) 交流・発表

多様な活動による交流や練習等の成果を発表できる施設機能を提供することで、世代間交流や地域間交流を促し、利用団体等の活動の活性化を図るなど、地域における新たな「にぎわいの創出」を実現します。

《 多目的ホール、キッズスペース、交流スペース など 》

(3) 文化形成・文化継承

自治組織や地域コミュニティ団体、社会教育団体等による地域活動の拠点となる施設機能を提供することで、新たな「地域文化の形成」を促し、また、郷土の歴史や文化を感じられるスペースを提供することで、誇りある「地域文化の継承」を図ります。

《 地域活性化ルーム、郷土資料展示スペース、和室 など 》

6 施設における活動の想定

既存施設の利用状況や新地域交流センターの機能(スペース)の想定に基づき施設における各種活動を想定します。

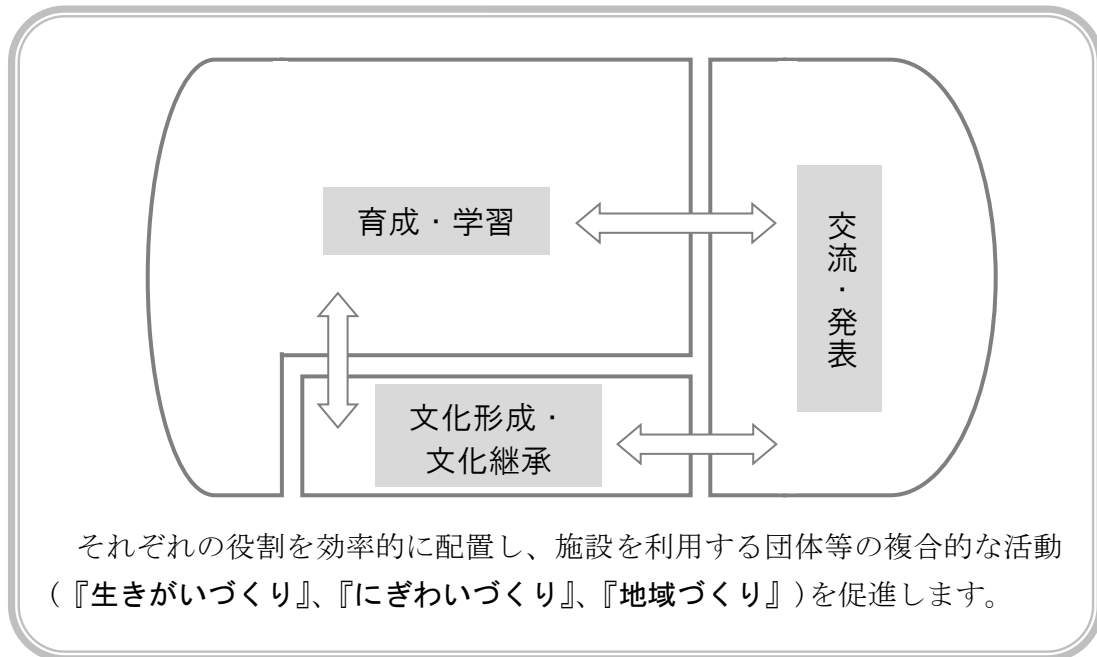
役割	機能(スペース)	想定する活動
(1) 育成・学習	研修室	研修会、講演会、講習会、セミナー、会議、各種講座、英会話 他
	創作室	工作、陶芸、切り絵、絵画、版画、篆刻、手芸、竹細工、苔玉、フラワーアレンジメント、ガーデニング、レザーカービング 他
	音楽室	楽器練習(ピアノ、ドラム、ギター、管楽器 他)、合唱練習、リハーサル、楽屋 他
	調理室	料理教室、調理実習、そば打ち、パン作り、郷土料理の伝承、イベントに関する料理、地域活動のサポート(炊き出し)、災害時の利用 他
	自習室	個人の自主学习、IT機器利用(パソコン、プリンター)、テレワーク 他
	図書室	一般図書、児童図書、閲覧、読み聞かせ 他
(2) 交流・発表	多目的ホール	講演会、講習会、セミナー、音楽発表会、演劇、上映会、合唱、イベント、社交ダンス、フラダンス、フォークダンス、エアロビクス、ズンバ、ヨガ、卓球、武道、気功、太極拳、吹き矢 他
	キッズスペース	子どもの交流(幼児・児童)、読み聞かせ、世代間交流 他
	交流スペース	飲食、活動中の休憩、友人との集まり、一部スペースでの弁当等の販売 他
(3) 文化形成・文化継承	地域活性化ルーム	地域活動資料の作成や印刷、打合せ 他
	郷土資料展示スペース	郷土史等の展示、作品展 他
	和室	書道、茶道、俳句、川柳、囲碁、将棋、カルタ、着付け 他

※ 各活動で利用するスペース(部屋)を制限するものではありません。

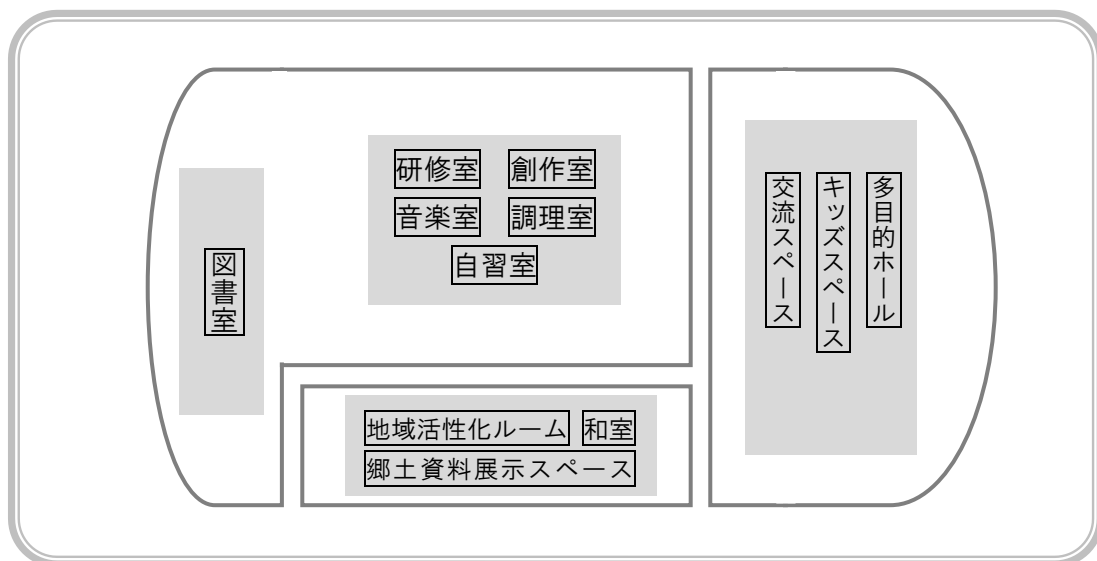
7 役割と機能の配置イメージ

新地域交流センターの役割(『育成・学習』、『交流・発表』、『文化形成・文化継承』)の施設配置をイメージし、求められる機能の配置を想定します。

(1) 役割の配置イメージ(役割の複合)



(2) 機能配置の想定



※ 施設の平面図ではありません。

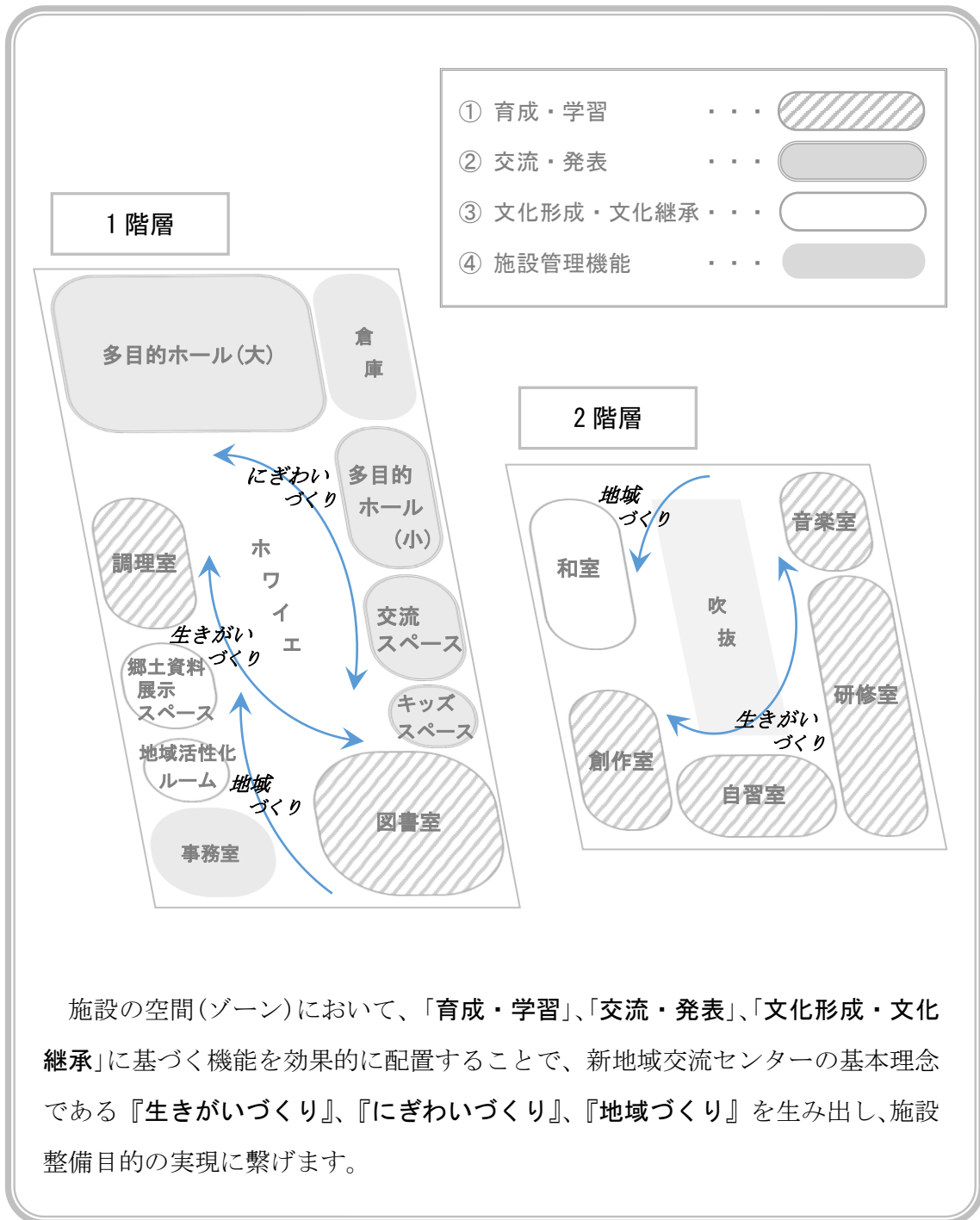
8 施設規模の想定

新地域交流センターに求められる機能を整理し、施設の役割(ゾーン)ごとのボリュームを想定します。

役割(ゾーン)	機能	想定規模	
(1) 育成・学習	諸室	研修室	430 m ² ~ 550 m ²
		創作室	
		音楽室	
		調理室	
		自習室	
	図書室	約 200 m ²	
ゾーンの想定規模		<u>630 m² ~ 750 m²</u>	
(2) 交流・発表	多目的ホール	450 m ² ~ 550 m ²	
	キッズスペース		
	交流スペース		
	ゾーンの想定規模		<u>450 m² ~ 550 m²</u>
(3) 文化形成・文化継承	地域活性化ルーム	130 m ² ~ 180 m ²	
	郷土資料展示スペース		
	和室		
	ゾーンの想定規模		<u>130 m² ~ 180 m²</u>
施設全体の想定規模		<u>約 2,100 m² ~ 約 2,500 m²</u>	

※ 施設全体の想定規模には、施設管理上必要な管理室(事務室)、エレベーター、トイレ、物置等の面積を含みます。

9 施設機能のゾーニング




※ 施設整備の設計図や平面図ではありません。

※ 各機能の大きさ(ボリューム)を規定するものではありません。

10 管理運営のあり方の検討

新地域交流センターの施設管理及び施設運営について、施設の整備段階におけるライフサイクルコスト等への配慮や国際的な目標であるSDGs(※1)の達成への貢献など、経営的視点による効率的な維持管理及び効果的な事業運営を検討します。

＜施設利用者の意向調査における意見等を反映したものには  マークを付しています。＞

(1) 施設管理(維持管理)のあり方

① 利便性や公平性の確保

誰もが気軽に利用できる利便性や公平性を確保するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン(※2)に配慮した施設整備を検討し、様々な世代の施設利用による幅広い交流を図ります。

② 安心と安全の確保

日常的な点検や清掃、計画的な修繕(保全管理)等を行うことで、施設利用における事故等の未然防止を図るなど、利用者の安心と安全を確保します。また、災害発生時等における防災活動や支援活動での利活用も視野に入れた施設整備を検討するなど、災害等にも対応できる施設管理を図ります。

③ 環境への配慮

施設管理における省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等を検討するなど、脱炭素社会の実現(※3)への取組に貢献できる施設の整備や維持管理を目指します。

※1 SDGs : 2015年に国連で採択された環境、経済、社会に関する国際的な開発目標

※2 ユニバーサルデザイン : 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず利用しやすいデザイン

※3 脱炭素社会の実現 : 二酸化炭素(温室効果ガス)の排出量を実質ゼロにすることを目指す取組

(2) 施設運営(事業運営)のあり方

① 地域に根付いた施設運営

地域のニーズに見合った講座の開講や、地域活動の拠点となる施設利用を支援するなど、地域に親しまれ、何度でも訪れたいくなる施設運営を目指します。また、多様化する利用ニーズの把握に努め、施設の開館時間等を柔軟に設定するなど、地域の実情に見合った施設運営を検討します。

② 魅力的な施設情報の発信

多様な媒体を活用して積極的に施設情報を発信し、従来の施設利用者の利用頻度の増大を図るだけでなく、新たな利用者の獲得を図るなど、魅力的でにぎわいのある施設運営を目指します。

③ 経営的視点による運営

施設の経費削減に努めた上で、施設サービスに見合った料金体系を設定するなど、質の高い施設サービスの提供を図ります。また、利便性の高い予約方法(システム)を構築するなど、利用者の満足度を高める取組を検討します。

④ 運営体制の構築

施設の運営を民間事業者等に委託すること(指定管理者制度※4の活用)を検討するなど、施設の整備目的を達成するために必要な効率的かつ効果的な運営体制の構築を図ります。

※4 指定管理者制度：民間事業者のノウハウを活用することで、地方公共団体の経費負担を削減しながら、弾力性及び柔軟性のある施設運営が実現できる手法として積極的に活用されている制度

11 建設位置

新地域交流センターの建設位置については、新施設が完成するまでの中央公民館機能の継続利用や、敷地の前面道路からの施設の視認性、また、総和庁舎敷地を含めた敷地全体の効率的な利用(一体利用)を勘案した上で選定しました。

総和庁舎・中央公民館敷地(古河市下大野)



- ・ 現在の中央公民館敷地面積：約 6,800 m²
(総和庁舎敷地を含めた全体の敷地面積：約 23,000 m²)

12 施設整備費の概算

(1) 実施内容別費用の概算

実施内容	概算費用	予定年度
① 調査(測量等)・設計(基本設計・実施設計)等	153 百万円	令和4年度 令和5年度
② 建設工事(施設規模を <u>2,500 m²</u> で想定した場合) ※ 工事監理に関する費用を含む	1,399 百万円	令和5年度 令和6年度 令和7年度
③ 外構工事	200 百万円	令和7年度
④ 備品購入	100 百万円	令和7年度
施設整備費の計	<u>1,852</u> 百万円(概算)	

※ 設計業務には、現在の中央公民館の解体工事の設計を含んでいます。

※ 現在の中央公民館(敷地)は、新地域交流センターの駐車場として整備を行うため、令和8年度以降(新地域交流センター完成後)に解体工事を進める予定です。

※ 施設整備費については、あくまで計画時における概算のため、各年度の予算額を担保するものではありません。

(2) 施設整備費の財源

施設整備費の財源については、施設整備費の約7割を国が交付税により措置する有利な合併特例債(起債)を活用し、市の財政への負担軽減を図ります。

13 整備スケジュール

(1) 想定スケジュール

実施内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本計画					
調査・設計					
手続期間					
建設工事					
備品購入					

(2) 年次別スケジュール

- ・ 令和3年度 基本計画の策定
- ・ 令和4～5年度 地質調査・用地測量・設計(基本設計・実施設計)
- ・ 令和5年度 開発行為・計画通知手続き
- ・ 令和5～7年度 建設工事(外構工事を含む：令和7年度実施予定)
- ・ 令和7年度 備品購入

資料編

- 1 基本計画策定の経過
- 2 基本計画策定委員会及びワーキング作業部会メンバー
- 3 古河市(仮称)総和地域交流センター基本計画策定委員会設置要綱

＜資料編＞ 1 基本計画策定の経過

(1) 基本計画策定委員会における会議

開催日	開催回数	会議内容
R3. 5. 27	第 1 回	委員会の役割、(仮称)総和地域交流センターの整備
R3. 7. 27	第 2 回	策定スケジュール、施設整備の基本的な考え方(基本理念)、代替施設の機能、意向調査の内容
R3. 9. 30	第 3 回	意向調査の結果により施設に求められること、施設機能のゾーニング(配置イメージ)、建設位置
R3. 10. 27	第 4 回	施設の機能想定と規模、管理運営のあり方
R3. 12. 8	第 5 回	施設規模と配置イメージ、管理運営のあり方、整備事業費とスケジュール
R4. 1. 7	第 6 回	総和地域交流センター基本計画

(2) ワーキング作業部会における検討

開催日	開催回数	検討内容
R3. 6. 22	第 1 回	ワーキング作業部会の設置、第 1 回策定委員会での委員からの意見、今後の策定スケジュールと各部門の役割
R3. 7. 14	第 2 回	施設整備の基本的な考え方(基本理念)、代替施設の機能、意向調査の内容
R3. 9. 13	第 3 回	意向調査の結果により施設に求められること、施設機能のゾーニング(配置イメージ)、建設位置
R3. 10. 18	第 4 回	施設の機能構成とエリアイメージ、施設規模、管理運営のあり方の検討
R3. 11. 22	第 5 回	施設規模と配置イメージ、管理運営のあり方、整備事業費とスケジュール
R3. 12. 22	第 6 回	総和地域交流センター基本計画

(3) 計画策定に伴う施設利用者の意向調査の実施

- ・ 調査期間： 令和 3 年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
- ・ 回答件数： 中央公民館、さくら館、ふれあい館、サークル館の利用者からの 504 件

<資料編> 2 基本計画策定委員会及びワーキング作業部会メンバー

(1) 基本計画策定委員会

役職	職名	氏名
委員長	副市長	近藤 かおる
副委員長	企画政策部長	落合 昇平
委員	財政部長	小林 政光
委員	産業部長	西岡 聡
委員	都市建設部長	高橋 一哉
委員	教育部長	塚原 一夫

(2) ワーキング作業部会

役職	職名	氏名
部会長	プロジェクト推進課長	細見 保幸
副部会長	社会教育施設課長	青木 保
部会員	財産活用課長	鈴木 佳文
部会員	商工観光課長	小林 史典
部会員	営繕住宅課長	小平 歩
部会員	生涯学習課長	栃木 匡

<資料編> 3 古河市（仮称）総和地域交流センター基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 （仮称）総和地域交流センターの整備に係る基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、（仮称）総和地域交流センター基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）基本計画の検討及び策定に関すること。
- （2）基本計画の策定に係る資料収集及び調査研究に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定等に必要な事項に関すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、（仮称）総和地域交流センターの整備に関して識見を有する者（第6条第1項において「有識者」という。）を委員として委嘱することができる。

- （1）副市長
- （2）企画政策部長
- （3）財政部長
- （4）産業部長
- （5）都市建設部長
- （6）教育部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は企画政策部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第4条 委員会の会議（次項及び第9条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（ワーキング作業部会の設置）

第5条 委員長は、次の事項を検討及び協議させるため、（仮称）総和地域交流センター基本計画ワーキング作業部会（以下「ワーキング作業部会」という。）を置くことができる。

- （1）委員会から指示を受けた事項

- （2）その他委員長が必要と認める事項

2 ワーキング作業部会は、前項の規定により検討及び協議した結果について、委員会に報告するものとする。

（ワーキング作業部会の組織）

第6条 ワーキング作業部会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、有識者を部会員として委嘱することができる。

- （1）プロジェクト推進課長
- （2）財産活用課長
- （3）商工観光課長
- （4）営繕住宅課長
- （5）生涯学習課長
- （6）社会教育施設課長

2 ワーキング作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長はプロジェクト推進課長を、副部会長は部会長が指名した者をもって充てる。

3 部会長は、ワーキング作業部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（ワーキング作業部会の会議）

第7条 ワーキング作業部会の会議（次項において「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 部会長は、必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会及びワーキング作業部会の庶務は、プロジェクト推進課において処理する。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年5月18日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、基本計画を策定した日限り、その効力を失う。

古河市総和地域交流センター基本計画

令和4年(2022年)2月 策定・発行

古河市 企画政策部 プロジェクト推進課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

TEL 0280-92-3111(代表) FAX 0280-92-3088